

仕 様 書

- | | |
|-----------|---|
| 1. 案件名称 | ボールペンほか46点(港区役所・保健福祉課) 買入 |
| 2. 品名及び数量 | 別紙 明細書のとおり |
| 3. 納入場所 | 港区役所保健福祉課3階(福祉)
(大阪市港区市岡1-15-25 港区役所3階) |
| 4. 納入期限 | 令和8年8月31日(月) |
| 5. 担当者 | 港区役所保健福祉課3階(福祉) 米山
大阪市港区市岡 1-15-25
電話 06-6576-9857
FAX 06-6572-9514 |
| 6. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・納品する製品については、「大阪市グリーン調達方針」に則った製品を納品すること。
(https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html) ・「大阪市グリーン調達方針」に合う製品がないものについては、
担当者と納品前に調整すること。 ・契約後、製品の品名及び品番、単価明細を提出すること。 ・納品時の検品の際は、本市担当者と共に立ち会うこと。 ・納品物が不良品であった場合は、速やかに無償で交換すること。 ・別添各種特記仕様書を遵守すること。 ・見積の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、
質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上、見積書を
提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
なお、製品の可否については、カタログ等により公表されている情報にて
判断する。 ・納品物もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や第三者
に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠
償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市
の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。 ・契約金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 |